

○農林水産省告示第五百五十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十二条第四項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める暴風雨を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則附則第十二条第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨は、次のいずれかに該当する暴風雨とする。

- 一 最大風速一三・九メートル毎秒以上の暴風雨
- 二 最大瞬間風速二〇・〇メートル毎秒以上の暴風雨

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。